## 伐採及び伐採後の造林の届出書の添付書類チェックリスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 添付書類 | 具体例 |  |
| 1. **森林の位置図・区域図** | ・公図等に森林の位置及び伐採区域の外縁を明示したもの | □ |
| 1. **届出書の確認書類** | 【個人の場合】  ・氏名、住所のわかる書類  （運転免許証、個人番号カード表面など）  【法人の場合】  ・法人の登記事項証明書  ・法人番号を記載した書類  ・法人の名称及び所在地を記載した書類  【法人でない団体の場合】  ・団体の規約　等 | □ |
| 1. **他法令の許認可関係書類**   該当する場合のみ | ・行政庁が発行した証明書、許認可証の写し  ・申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類  ・申請前の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類 | □ |
| 1. **土地の登記事項証明書等**   伐採後の造林をする権原を有することを証する書類　※１ | ・土地の登記事項証明書　・売買契約書  ・遺産分割協議書　・贈与契約書  ・固定資産税納税通知書  ・伐採後の造林の受委託契約書　等 | □ |
| 1. **伐採の権限関係書類**   森林を伐採する権原を有することを証する書類　※２  届出者が土地所有者でない場合 | ・立木の登記事項証明書　・立木売買契約書  ・遺産分割協議書　・贈与契約書  ・伐採の同意書・承諾書  ・伐採の受委託契約書　等 | □ |
| 1. **隣接森林との境界関係書類**   　　隣接森林所有者と境界確認を行  ったことを証する書類　※３ | ・隣接森林所有者の現地立会写真  ・境界確認を行った者の氏名、境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類 | □ |
| 1. **その他、町が必要と認める書類** | ・伐採及び伐採後の造林の届出書の添付書類チェックリスト  ・搬出計画図  ・地元自治会、土地改良区、水利組合等の承諾書、協議書  ・他法令に基づく届出等の手続き状況を説明する書類  　など、地域の実情に応じて町長が必要と認める書類 | □ |

**※１　届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）**

・　森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原を有することを証する書類であり、土地の　登記事項証明書、土地の売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、固定資産税納税通知書、登記情報提供サービスから取得した登記情報（照会番号のあるもの）を記した書類、伐採後の造林に係る受委託契約書、土地の賃借契約書等やその写しが該当します。

・　届出者と林地台帳等の森林の土地の所有者が同一の者の場合には、「森林法施行規則第９条　第３項第４号に掲げる書類は〇〇〇〇（例：林地台帳、森林の土地の所有者届出書）のとおり」と記載することにより代替できるものとします。

* 口頭契約で森林の土地の売買契約が締結されたため書類が存在しない場合や、累次に渡り締結　している売買契約等のため、林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面（添付可能な契約書等について全て添付したもの）を添付すること。

・　添付書類の森林の土地の所有者情報と林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者情報がなる場合には、所有者が変更となった経緯がわかる資料を提出すること。

また、森林の土地の所有者となった旨の届出又は国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第１項の規定による届出を行ってください。

**※２　（届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合）**

**当該森林を伐採する権原を有することを証する書類**

・　立木の登記事項証明書、立木売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、伐採に係る同意書・

承諾書、伐採に係る受委託契約書等やその写しが該当します。

・　口頭契約で立木売買契約が締結されたため書類が存在しない場合や、累次に渡り締結してい

る売買契約等のため、林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書

類の添付が困難な場合には、伐採権原に関する状況を記載した書面（添付可能な契約書等に

ついて全て添付したもの）を添付すること。

※３　**次のいずれかに該当することが確認できる書類が添付された場合は、隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類の添付の省略が認められます。**

・　届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな　場合

* 地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合
* 届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合（隣接森林所有者との境界確認についての誓約書の提出が必要です。）

・　届出の区域が明確になっているかの確認のために添付を求めるものであり、境界確認に立ち

会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類、隣接森林所有者の現

地立会写真等が該当し、様式は任意です。

・　なお、境界確認の書類については、届出区域が明確になっているかの確認のために添付を求

めるものであり、所有権等の権利関係を市町村が定めるものではありません。